

水道料金のお支払いなどが変わります！

4月から奈良県広域水道企業団への事業統合により、水道料金のお支払いなどに変更があります。

料金のお支払い周期が変わります

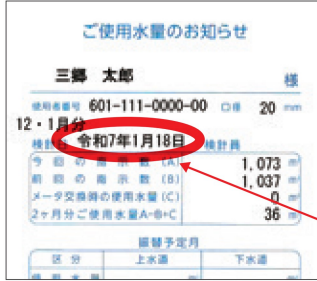
本年3月検針分より、上下水道料金は、これまでの毎月のご請求から2ヶ月に1回のご請求に移行します。お支払い月はお住まいの地域により異なりますので、左記の表および「ご使用水量のお知らせ」で検針月をご確認ください。

※検針はこれまでどおり2ヶ月に1回です。

検針地区表

	地 区
奇数月 検針地区	信貴ヶ丘、勢野全域、 東信貴ヶ丘、三室、 美松ヶ丘、夕陽ヶ丘 (一部偶数月地区あり)
偶数月 検針地区	信貴南畑、信貴山、 城山台、立野全域 (一部奇数月地区あり)

検針日はこちらをご確認ください
 検針日が**1月**→奇数月検針地区
 検針日が**2月**→偶数月検針地区



口座振替日・納入通知書の 納期限がかわります

4月請求分より、口座振替日および納期限が隔月の27日に変更となります。また残高不足などで口座振替ができなかった場合、翌月15日に再振替を行います。

※いずれも土曜・日曜日、祝日の場合は翌営業日となります。

外字対応を終了します

お客様の氏名に旧字体などの外字が含まれる場合、個別に対応していましたが、奈良県広域水道企業団による新システムでは、外字の対応ができなため、外字の取り扱いを終了します。

※検針票、納入通知書などの書類は類似文字になりますので、ご理解とご了承をお願いします。

ご注意ください

4月の口座振替日は**28日**です。

また、奇数月検針地区の方は、2月分の使用料を三郷町が、3月分の使用料を奈良県広域水道企業団がそれぞれ請求します。そのため口座振替の場合、通帳に2明細印字されます。納付書の場合、納付書が2枚郵送されます。

(料金のお支払い周期移行イメージ図)

奈良県広域水道企業団に統合

使用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
奇数月 検針地区	12・1月 検針 11月分 請求 口座振替日 1月末	2月分 請求 2月末	3月分 請求 3月末	2月分 請求 3月分 請求 4月28日	4・5月 検針	4月分 請求 5月分 請求 6月27日	6・7月 検針	以降2か月毎に検針・請求
偶数月 検針地区	11月分 請求 口座振替日 1月末	1・2月 検針 12月分 請求 2月末	2月分 請求 3月分 請求 3月末	3・4月 検針 2月分 請求 4月28日	3月分 請求 4月分 請求 5月27日	5・6月 検針 5月分 請求 6月分 請求 7月27日		

国勢調査員を募集！

任命期間 本年8～10月(予定)

応募要件

- ① 調査業務に理解と誠意をもって携わっていただける18歳以上の方
- ② 調査上知り得た秘密を保持できる方
- ③ 税務・警察・選挙に直接関係のない方
- ④ 暴力団員でない方、および暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない方

業務内容

- ① 調査員事務説明会への出席
- ② 調査書類の準備
- ③ 調査票などを戸別訪問のうえ説明・配布、回収
- ④ 調査書類などの検査

担当調査区

1・2調査区(1調査区あたりおよそ50世帯)

報酬

1調査区あたり約4万円前後
(担当世帯数による)

申込方法

申込書を総務課に提出またはインターネットから申し込みできます

※申込書は町ホームページよりダウンロード可能

※6月頃に選考結果をお知らせします。

調査員
申込フォーム

